

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

(1) J1における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 200,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
- ② 2位：賞金 100,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
- ③ 3位：賞金 80,000,000円
- ④ 4位：賞金 60,000,000円
- ⑤ 5位：賞金 40,000,000円
- ⑥ 6位：賞金 20,000,000円
- ⑦ 7位：賞金 10,000,000円

(2) J2における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 20,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）
- ② 2位：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
- ③ 3位：賞金 5,000,000円

(3) J3における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- ① 優勝：賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
- ② 2位：賞金 2,500,000円

第3条〔フェアプレー賞（高円宮杯）〕

(1) J1における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。

(2) J1における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として金5,000,000円の賞金を授与する。

(3) J2における反則ポイントの年間合計数42ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与する。

(4) J3における反則ポイントの年間合計数33ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与する。

(5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、Jリーグ規約第158条に定める計算方法に基づいて行う。

第4条〔個人表彰〕

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する。
 - ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品
 - ② 優秀選手賞：メダル
 - ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品
 - ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品
 - ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品
 - ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品
 - ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品
 - ⑧ 最優秀監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品
 - ⑨ 最優秀主審賞：記念品
 - ⑩ 最優秀副審賞：記念品
- (2) J2における最多得点者に記念品等を授与する。
- (3) J3における最多得点者に記念品等を授与する。
- (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- (5) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝：賞金 100,000,000 円、Jリーグカップ、メダル、スポンサー杯
 - ② 2位：賞金 50,000,000 円、楯、メダル
 - ③ 3位：1チームにつき賞金 20,000,000 円、楯
- (2) リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第7条〔Jリーグベストピッチ賞〕

- (1) J1、J2およびJ3リーグ戦におけるホームゲームの2分の1以上を開催したJクラブのホームスタジアムの内、ピッチが最も優秀と認められたスタジアムに対して、記念品を授与する。
- (2) 前項の受賞スタジアムはマッチコミッショナーの評価を基に、チェアマンが決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるものは、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

第9条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰するJリーグアウォーズは、J1、J2およびJ3のリーグ戦終了後に行う。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。
- (4) Jリーグアウォーズには、サッカー担当記者、マッチコミッショナー、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他の関係者を招待する。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成26年1月21日